国家試験

令和８年度土地改良換地士資格試験の実施について

令和８年度土地改良換地士資格試験の実施について、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月10日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　試験の実施期日　令和８年10月18日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、知識についての試験はマークシート方式、実務についての試験は記述式により、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年７月10日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局等（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、簡易書留又は一般書留で、変更受験地及びその理由を令和８年９月11日（金）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験を希望する受験地の地方農政局等に郵送により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　令和８年７月10日（金）から令和８年９月４日（金）まで（締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書等の交付　受験願書等（受験願書、試験免除申請書及び受験案内をいう。）は、令和８年７月10日（金）から令和８年８月25日（火）まで地方農政局等及び都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送による交付を求める場合には、封筒の表に朱書きで「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、140円切手を貼った宛先明記の角形２号の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、令和８年11月17日（火）に農林水産省のウェブページに掲載して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。